

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	1-19
許認可等の種類	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項			
許認可等の概要	特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の4第5項第1号の申請者の能力について、法令で定めるもののほか、以下のとおり定める。</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第10条の13第2号イに定める「特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。」とは、次に掲げる者が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物または特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」(新規又は更新)の特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程を修了した者であることとする。</p> <p>ア 申請者が法人である場合には、その代表者若しくはその業務を行う役員(監査役は除く。)又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第4条の7に規定する使用人(県内の支店等に所属する者に限る。以下同じ。)</p> <p>イ 申請者が個人である場合には、当該者又は令第4条の7に規定する使用人</p> <p>2 1に規定する講習会は、次に掲げるものを有効とする。</p> <p>(1)新規許可申請の場合</p> <p>ア 新規許可講習 許可申請の日から起算して5年以内に修了したもの</p> <p>イ 更新許可講習(他の行政庁で既に特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している場合、又は、既に特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得している個人事業者が法人化する場合であって同一の者が講習を受講した場合に限る。) 許可申請の日から起算して2年以内に修了したもの</p> <p>(2)更新許可申請の場合</p> <p>ア 新規許可講習 許可の有効期限の翌日から起算して5年以内に修了したものであって、従前の許可の有効期限の日までに修了したもの</p> <p>イ 更新許可講習 許可の有効期限の翌日から起算して2年以内に修了したものであって、従前の許可の有効期限の日までに修了したもの</p> <p>3 規則第10条の13第2号ロに規定する「廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、その業務に直接従事する者が次に掲げる事項について十分な知識及び技能を有すること」とは、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」を修了していることとする。</p>			
基準の制定根拠	H27.5.8伺定(H28.3.15一部改正)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	42日			
期間の制定根拠	H13.10.1伺定			